

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人神奈川県地方自治研究センター（以下「センター」という）という。

(事 務 所)

第2条 センターは、事務所を神奈川県横浜市南区高根町1丁目3番地に置く。

(目 的)

第3条 センターは、神奈川県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、もって地方自治の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 自治体行財政の関係資料の収集
- (2) 自治体行財政に関する調査及び研究
- (3) 民主的自治体行政を推進するための政策研究
- (4) 自治意識の向上を図るための啓蒙普及活動
- (5) その他前条の目的達成のために必要と認める事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 センターの会員は、次の2種とする。

- (1) 正 会 員 センターの目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 センターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、又は団体

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。
- (2) センターの名誉をき損し、又はセンターの設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員、職員等

(役員の種類及び選任)

第11条 センターにつきの役員をおく。

- (1) 理 事 長 1人
- (2) 副理事長 2人又は3人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 2人以内

(5) 理事（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内

(6) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第12条 理事長は、センターを代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの常務を掌理する。

4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、センターの常務を分掌する。

5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

（役員任期）

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第14条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（事務局）

第15条 センターの事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人その他の職員3人以内を置く。

3 事務局長その他の職員は理事会の議を経て理事長が任免する。

（研究講師等）

第16条 センターの調査研究活動を遂行するにあたり、研究講師、専任研究員及び研究員をおくことができる。

2 研究講師は、調査研究活動の指導助言を行い、専任研究員及び研究員は調査研究活動に従事する。

3 研究講師、専任研究員及び研究員は、学識経験者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（顧問及び相談役）

第17条 センターに顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第4章 総会

（総会の構成等）

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の権能）

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、センターの運営に関し、重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第20条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の

目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席者とみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議決の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第34条 第26条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「出席した正会員の数」とある

のは「出席理事の氏名」と、「出席した正会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と読み替えるものとする。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第35条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第37条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 センターの事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始前までに総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第39条 センターの事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、センターと類似の目的をもつ法人に寄付する。

第8章 雑則

(委任)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 センターの設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、1986年3月31日までとする。
- 2 センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この定款は、1988年4月1日より改正施行する。
- 4 この定款は、1991年9月20日より改正施行する。
- 5 この定款は、2005年4月25日より改正施行する。
- 6 この定款の変更は、2006年3月20日から改正施行する。ただし、現に選任されている役員については、第11条1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。